

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の 一部を改正する政令の概要

I 概要

平成 27 年度機構・定員査定結果等を踏まえ、総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）及び政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成 12 年政令第 270 号）等の一部を改正する。

II 主な改正事項

1 改正内容

(1) 総務省組織令の一部を改正する政令

① 行政管理局

ア 行政管理局の所掌事務の変更（第 5 条関係）

今般の独立行政法人制度改革により、総務省に独立行政法人評価制度委員会が置かれる一方、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）独立行政法人評価分科会が廃止されることに伴い、委員会等の庶務に関する事務に係る規定について、所要の整備を行う。

イ 管理官の充て職化（第 36 条関係）

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）等に基づき、行政管理局においても業務の見直しを積極的に進め、事務体制の合理化を図るため、充て職の管理官の数を 4 人から 5 人に変更する。

② 行政評価局

ア 行政評価局、同局企画課及び政策評価課の所掌事務の変更（第 6 条関係、第 41 条の 2 及び第 42 条関係）

独立行政法人制度改革に合わせて総務省に置かれる政独委を政策評価審議会に改組することに伴い、審議会の庶務に関する規定について、所要の整備を行う。

イ 政策評価審議会の改組関連（第 121 条及び第 123 条関係）

政独委を政策評価審議会の改組に伴い、関連する規定について、所要の整備を行う。

③ 自治行政局

市町村課の設置期間の特例の延長（附則第12条関係）

平成27年度の機構・定員査定を踏まえ、平成27年3月31日となっている市町村課の設置期間の特例を、平成29年3月31日まで延長するもの。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正（題名、第1条、第5条～第10条関係）する政令

政独委を政策評価審議会に改組することに伴い、題名を「政策評価審議会令」とし、政独委に設置されている政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会を廃止するとともに、委員の数、審議会の庶務等、一連の規定について、所要の整備を行う。

(3) 附則関係

- ① 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令
- ② 復興庁組織令の一部を改正する政令
- ③ 政独委の委員の任期に関する経過措置 等

Ⅲ 今後の予定

閣 議：平成27年3月24日（火）

公布日：平成27年3月27日（金）

施行日：平成27年4月1日（水）

ただし、「政独委の委員の任期に関する経過措置」（Ⅱ-1-(3)-③）については、公布日施行